

糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用要領

令和3年4月1日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの意匠)

第2条 ロゴマークの意匠は、別図のとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、何人も使用することができる。ただし、使用の目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体の活動に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関与している事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び関係機関が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(使用承認)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、使用を承認しないときは、糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークを使用することができる期間は、ロゴマークの使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けた日から令和5年3月31日までとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容のみに使用すること。
- (2) ロゴマークを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

(3) ロゴマークのデザインの改変等を行わないこと。

(4) 使用承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(商品等の提出)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に係る商品等（イラスト、写真等を含む。以下「商品等」という。）が完成したときは、完成後30日以内に、その完成品を市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用内容変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、内容の変更を承認するときは、糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用内容変更承認通知書（様式第5号）により、内容の変更を承認しないときは、糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消したときは、糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を受けた使用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。

4 市は、第1項の規定による使用承認の取消しにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



様式第 1 号（第 4 条関係）

糸満市市制施行 5 0 周年記念ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

糸満市長 殿

住所又は所在地
氏名又は団体の名称
代表者の氏名
電話番号

糸満市市制施行 5 0 周年記念ロゴマークを次のとおり使用したいので、申請します。

使用物件名	
使用目的 及び 使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
連絡先	(担当者) (電 話)
添付書類	商品等を販売する場合は、次の添付書類を提出すること。 1 企画書（商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、図案、レイアウト、原稿等） 2 その他参考となるもの

糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認通知書

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

年 月 日付けで申請のありました糸満市市制施行50周年記念ロゴマークの使用については、これを承認することと決定しましたので通知します。

年 月 日

糸満市長 印

記

1 承認番号

2 承認日 年 月 日

3 承認条件

- (1) 使用承認を受けた内容のみに使用すること。
- (2) ロゴマークを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
- (3) ロゴマークのデザインの改変等を行わないこと
- (4) 使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用内容変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添付の上提出し、承認を受けること。
- (6) 使用承認を取り消し等した場合には、速やかに指示に従うこと。また、取消しにより生じた損害について、市は一切の責任を負わないこと。
- (7) 市は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わないこと。
- (8) 使用承認に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償すること。

様式第3号（第5条関係）

第 号

糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用不承認通知書

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

年 月 日付けで申請のありました糸満市市制施行50周年記念ロゴマークの使用については、下記の理由によりこれを承認しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

糸満市長 印

記

理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用内容変更承認申請書

糸満市長 殿

住所又は所在地
氏名又は団体の名称
代表者の氏名
電話番号

次のとおり糸満市市制施行50周年記念ロゴマークの使用承認に係る内容を変更したいので申請します。

	変更申請番号	第 号
承認番号	第 号	
事業名		
変更理由		
変更事項	変更前	
	変更後	
備考		

※ 企画書やパンフレット等、変更内容が確認できる書類を添付してください。

※ 太線枠内に必要事項を記入してください。

糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用内容変更承認通知書

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

年 月 日付けで変更申請のありました糸満市市制施行50周年記念ロゴマークの使用内容の変更については、下記のとおり承認することと決定しましたので通知します。

年 月 日

糸満市長 印

記

1 承認年月日 年 月 日

2 変 更 内 容

変更前

変更後

3 承認の条件

様式第6号（第11条関係）

第 号

糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用内容変更不承認通知書

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

年 月 日付けで変更申請のありました、糸満市市制施行50周年記念ロゴマークの使用内容の変更については、下記の理由によりこれを承認しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

糸満市長 印

記

理由

様式第7号（第12条関係）

第 号

糸満市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

年 月 日付けで使用を許可を通知した糸満市市制施行50周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により承認を取り消します。

年 月 日

糸満市長 印

記

理由